

第6回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月26日 午後6時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階委員会室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（賃貸借1件）
 - 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分2件）
 - 日程第5 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について（9件）
 - 日程第6 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借2件）
 - 日程第7 議案第5号 土地の現況証明願について（1件）

4 出席
委員

1番 本間俊明	2番 高嶋雅彦	3番 中道雅彦
4番 川端敦	5番 杉本道哉	6番 上野祐司
7番 鷺見幸生	8番 森長正徳	9番 橋口善一郎
10番 松田一博	11番 北川正則	12番 西田勝敏
13番 田中昭一	14番 川崎浩樹	15番 佐藤弘之

5 事務局
説明員

局長 青木祐次 主査 高山亮一

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和5年第6回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第6回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第6回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
5番 杉本委員、7番 鷺見委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

 農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

 内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

 本件は、賃貸借1件であります。

 農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりません、全ての要件を満たしているものと判断されます。

 それでは議案2ページをお開きください。

 土地の所在は古山322-1から東光157までの6筆の田と3筆の畑で、合計面積は60,409㎡です。

 貸主は、古山自治区の■■■■氏、借主は同じく古山自治区の■■■■です。

 申請理由は、貸主が父親から使用貸借により借り受けている農地について、今般、貸主が公職への就任により、耕作が困難となったため、転貸借するものであります。

 農地法において、転貸は原則禁止されておりますが、■■■■理由により、その土地について耕作できない場合は、例外として許可できるとの規定があることから、今回の賃貸借は、その例外規定に該当するものであります。

 賃貸借期間は、10年間で、賃貸借料は年間■■■■円です。

 以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第2号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』
農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出があったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（内容説明）

主査 議案第2号について、ご説明いたします。
本件は2件で、砂利採取事業に伴う一時転用の計画変更申請であり、既に許可を受けた事業計画に変更が生じることから、事業計画変更の承認を受けようとするものです。
議案の4ページをお開きください。

1番と2番につきまして、関連がありますので合わせて説明させていただきます。

1 番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の■■■■氏、事業実施者は、川端の■■■■です。

事業実施地につきましては、川端 2676 から 2678 の 3 筆の田で、転用面積は 16,284 m²です。

2 番ですが、申請者は、同じく土地所有者である東三川自治区の■■■■氏、事業実施者は、川端の■■■■です。

事業実施地につきましても、同じく川端 2676 から 2678 の 3 筆の田で、転用面積は 16,800 m²です。

変更理由ですが、1 番と 2 番は、隣接して砂利採取事業を実施しており、当初隣接事業地との境界にそれぞれ設置していた保安部分の地下資源を有効活用するため掘削面積等を変更するものであります。

主な変更の内容は、1 番、2 番ともに、新たに保安部分の砂利採取に伴い、砂利採取量は当初から 2,919 m³の増、掘削面積は当初から 220 m²の増となります。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、西田部会長から報告を求めます。

部会長 本件については、6 月 15 日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として事業計画の変更はやむを得ないと認められ、承認することとしましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号については、当農業委員会として申請内容のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、申請内容のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について説明いたします。本件は9件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

必要と認め通知を要請することを決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになります。それでは議案6ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は山形88から91の2筆の田と2筆の畑で、合計面積は41,678㎡です。

あっせん申出者は、千歳市あずさの[]氏、苫小牧市柳町の[]氏です。

本件は令和5年1月17日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、栗山町字富士の[]を予定しております。

議案資料1ページをご覧ください。

農地は、山形地区の栗山町との境界にある、あっせん申出地

①から④までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、田畑ともに 10a あたり ■■■千円で、合計 ■■■円です。

議案 6 ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は山形 143-3 から 145 の 4 筆の畑で、合計面積は 57,882 m²です。

あっせん申出者は、山形自治区の■■■氏です。

本件は令和 5 年 5 月 10 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ山形自治区の■■■を予定しております。

議案資料 2 ページをご覧ください。

農地は、山形地区の道道北長沼由仁線沿いにある、あっせん申出地①から④までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■千円で、合計 ■■■円で

す。

議案 6 ページにお戻りください。

3 番ですが、土地の所在は古川 816 から山桝 1173 までの 6 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 34,142 m²です。

あっせん申出者は、蘭越町字立川の■■■氏です。

本件は令和 5 年 5 月 10 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、古川自治区の■■■と、東三川自治区の■■■氏を予定しております。

議案資料 3 ページをご覧ください。

最初に、■■■が事業参加者となる農地ですが、古川地区の栗山町との境界にある、あっせん申出地①と③、その南側にある道道東三川由仁停車場線沿いのあっせん申出地④から⑦までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①と③の田が 10a あたり ■■■千円、あっせん申出地④の畑が 10a あたり ■■■千円、あっせん申出地⑤から⑦までの田が 10a あたり ■■■千円で、合計 ■■■円です。

続いて、■■■氏が事業参加者となる農地ですが、古川地区の町道下岩内線沿いにある、あっせん申出地②の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■千円で、合計 ■■■円で

す。

議案 6 ページにお戻りください。

4 番ですが、土地の所在は岩内 1811-7 の 1 筆の田で、面積は 35,244 m²です。

あっせん申出者は、岩内自治区の■■■■氏です。

本件は令和 5 年 3 月 14 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ岩内自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料 4 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区の町道上岩内線と上岩内南線の間にある、あっせん申出地と白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり ■■■千円で、合計 ■■■円です。

議案 6 ページにお戻りください。

5 番ですが、土地の所在は岩内 2544 から 2557 の 4 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 53,719 m²です。

あっせん申出者は、栗山町字湯地の■■■■氏です。

本件は令和 5 年 3 月 14 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、岩内自治区の■■■■を予定しております。

議案資料 5 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区の道道夕張長沼線沿いにある、あっせん申出地①から③、その南側で町道岩内東三川線沿いにある、あっせん申出地④から⑥までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①と②の畑が 10a あたり ■■■千円、あっせん申出地③の田が 10a あたり ■■■千円、あっせん申出地④から⑥までの田が 10a あたり ■■■千円で、合計 ■■■円です。

議案 7 ページをお開きください。

6 番ですが、土地の所在は熊本 1123 の 1 筆の田で、面積は 7,900 m²です。

あっせん申出者は、西三川自治区の■■■■氏です。

本件は令和5年3月14日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、熊本自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料6ページをご覧ください。

農地は、熊本地区の国道234号線沿いにある、あっせん申出地と白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10aあたり■■■千円で、合計■■■■円です。

議案7ページにお戻りください。

7番ですが、土地の所在は西三川95から105の2筆の田と9筆の畑で、合計面積は73,061㎡です。

あっせん申出者は、西三川自治区の■■■■氏です。

本件は令和5年2月10日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、西三川自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料7ページをご覧ください。

農地は、西三川地区の町道馬来内支線沿いにある、あっせん申出地①から⑪までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、田畑ともに10aあたり■■■千円で、合計■■■■円です。

議案7ページにお戻りください。

8番ですが、土地の所在は東三川1081から1577までの9筆の田と5筆の畑で、合計面積は93,307㎡です。

あっせん申出者は、東三川自治区の■■■■氏です。

本件は令和5年1月17日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、東三川自治区の■■■■と■■■■を予定しております。

議案資料8ページをご覧ください。

最初に、■■■■が事業参加者となる農地ですが、東三川地区の国道274号線と町道山手線の間にある、あっせん申出地①から⑨までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①から③の畑が10aあたり■■■千円、あっせん申出地④から⑨までの田が10aあたり■■■千円で、合計■■■■円です。

続いて、[]が事業参加者となる農地ですが、国道の東側にある、あっせん申出地⑩から⑭までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地⑩の畑が 10a あたり []千円、あっせん申出地⑪から⑭までの田が 10a あたり []千円、合計 []円です。

議案 7 ページにお戻りください。

9 番ですが、土地の所在は東三川 1083 と 1084 の 2 筆の畑で、合計面積は 1,409 m²です。

あっせん申出者は、東三川自治区の []氏です。

本件は令和 5 年 1 月 17 日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、東三川自治区の []を予定しております。

議案資料 8 ページをご覧ください。

農地は、[]氏宅地向かいにある、あっせん申出地⑮、⑯の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり []千円で、合計 []円です。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

議長 議案第 3 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 3 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 次に、日程第 6、議案第 4 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 4 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 4 号について、ご説明いたします。

本件は、賃貸借が 2 件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の 6 月 28 日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、

農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案 9 ページをお開きください。

1 番ですが、土地の所在は、光栄 389 から 396 の 3 筆の田で、合計面積は 29,954 m²です。

賃貸借期間は、令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a あたり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、古山自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じく古川自治区の ■■■■■ で、新規の案件です。

2 番ですが、土地の所在は、熊本 681-1 の 1 筆の田で、面積は 17,173 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 8 年間で、賃貸借料は、10a あたり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、長沼町の ■■■■■、借主は、古山自治区の ■■■■■ 氏で、新規の案件です。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第4号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第7、議案第5号『土地の現況証明願について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『土地の現況証明願について』

土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあつたので、証明の可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第5号について、ご説明いたします。

本件は1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いです。

申請地については、本日、会長他6名の役員で確認をしております。

議案の11ページをお開きください。

1番ですが、現況証明の申請者は、古川自治区の■■■■氏です。

申請地は古川227-7で、公簿地目が畑となっておりますが、現

況は資材置き場として使用されております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 12 ページをお開きください。

申請地は、国道 234 号線と町道古川中央線の間古川地区にある白線で囲まれた箇所、現在は、コンテナやプレハブ小屋もあり、土地の大部分が畑ではなく長年資材置き場として使用されている状況であり、現状雑種地となっています。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 5 号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 5 号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 18時 20 分)

議事録署名委員

5 番 杉本道敬 

7 番 齋見幸生 